

水道料金表(旧びわ町、旧浅井町、旧湖北町、  
旧木之本町(杉野・音羽・杉本・大見・金居原)、旧余呉町、旧西浅井町)

水道料金(消費税込み【10%】)

基本料金			超過料金	
口径	基本水量	料金	超過水量	1m <sup>3</sup> あたり料金
13mm	10m <sup>3</sup> まで (20m <sup>3</sup> まで)	1,257円	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	157円
		(2,514円)	(21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで)	
20mm		1,257円	21m <sup>3</sup> から40m <sup>3</sup> まで	180円
		(2,514円)	(41m <sup>3</sup> から80m <sup>3</sup> まで)	
25mm		1,885円	41m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	188円
		(3,770円)	(81m <sup>3</sup> から200m <sup>3</sup> まで)	
30mm		2,304円	101m <sup>3</sup> 以上	193円
		(4,608円)	(201m <sup>3</sup> 以上)	
40mm		2,619円		
		(5,238円)		
50mm	4,714円			
75mm	12,571円			
100mm	25,142円			

( )内は2ヶ月の場合

◆ 2ヶ月ごとに検針をしています。(口径の大きいところは毎月検針をしています。)

◆ 検針期間の途中で、開始または中止したときの水量は、各日均等に使用したものとみなし、基本料金およびメーター料を算定します(1円未満は切り捨て)。算定割合は、以下のとおりです。

- (1) 使用日数が15日以内のとき 2分の1
- (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき 2分の2
- (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき 2分の3
- (4) 使用日数が46日以上2ヶ月未満のとき 2分の4

長浜水道企業団